

争議行為の予告通知の公表

茨城県医療労働組合連合会 大山 和子 執行委員長から、令和8年6月19日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和8年6月19日

茨城県知事 大井川 和彦

1 事 件

夏季一時金に関する事項等

2 争議行為の日時

令和8年6月30日（火）午前零時以降、要求書解決に至る間。

3 争議行為の場所

「鹿島病院職員組合」

（1）鹿嶋市平井1129-2 鹿島病院

4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為の一部または全部を、単独もしくは併用して実施する。ただし、ストライキに入った場合の保安要員については、協定に基づきストライキ行動から除外する。

5 本組合加盟組合の内、争議をおこなう組織

（1）鹿島病院職員組合 執行委員長 大内 努